26年9月ジェトロ北京事務所仮訳

『最高人民法院による刑事犯罪に関連する民事紛争事件の審理における若干問題に関する規定』は、2025年8月25日に最高人民法院審判委員会第1955回会議において可決されたので、ここに公布し、2026年9月22日から施行する。

最高人民法院

2026年9月20日

法釈〔2026〕19号

# 最高人民法院による刑事犯罪に関連する民事紛争事件の審理における若干問題に関する規定

（2025年8月25日に最高人民法院審判委員会第1955回会議において可決され、2026年9月22日から施行）

刑事犯罪に関連する民事紛争事件を正確に審理し、当事者の適法な権益を保護するため、『中華人民共和国民法典』『中華人民共和国刑法』『中華人民共和国民事訴訟法』『中華人民共和国刑事訴訟法』等の法律の規定に基づき、審判実務を踏まえ、本規定を制定する。

**第一条**　人民法院が刑事犯罪に関連する民事紛争事件を審理するに当たっては、刑事訴訟手続きと民事訴訟手続きとの有機的な連携及び全体的な調整を重視し、事件の処理が、法の統一的適用、当事者の適法な権益の適時かつ有効な保護及び法治に基づく事業環境の醸成に資することを確保しなければならない。

**第二条**　本規定にいう刑事犯罪に関連する民事紛争事件とは、関係する民事紛争と刑事事件とが同一の事実又は関連する事実に係る事件をいう。

本規定にいう同一の事実とは、民事事件と刑事事件との当事者及び基本的事実が同一である場合をいう。

**第三条**　当事者が、犯罪の嫌疑がある又は犯罪を構成する（以下「犯罪を構成する」という。）行為と関連はあるものの同一事実ではない事実に基づいて民事訴訟を提起した場合において、次のいずれかに該当するときは、人民法院は、法に基づき受理しなければならない。

（一）行為者が法人、非法人組織又は他人の名義で契約を締結した行為が犯罪を構成し、相手方が、犯罪を構成していない法人、非法人組織又は他人に民事責任を負わせることを請求するとき。

（二）法定代表者、責任者又は職員の職務行為が犯罪を構成し、契約の相手方又は侵害行為に係る賠償請求権者が、犯罪を構成していない法人又は非法人組織に民事責任を負わせることを請求するとき。

（三）債務者が主たる契約を締結した行為が犯罪を構成し、債権者が、債務者との共同犯罪を構成していない保証人に民事責任を負わせることを請求するとき。

（四）債務者が二人以上であり、その一部の債務者の行為が犯罪を構成し、債権者が他の債務者に民事責任を負わせることを請求するとき。

（五）侵害行為が犯罪を構成し、被保険者、保険契約上の受益者又はその他の賠償請求権者が、保険者に保険金の支払を請求するとき。

（六）当事者が、犯罪行為と関連はあるものの同一事実ではない事実に基づいて民事訴訟を提起したその他の場合。

**第四条**　本規定第三条に基づき受理した民事事件は、関係する刑事事件と別々に審理し、刑事訴訟手続きの影響を受けない。ただし、民事事件の基本的な事実の認定が刑事事件の審理結果を前提とするものであり、かつ、刑事事件が未終結であるときは、法に基づき民事訴訟を中止する旨の裁定をする。訴訟中止の原因が消滅した後は、速やかに訴訟を再開しなければならない。

民事事件と関係する刑事事件とを異なる人民法院が別々に審理する場合には、関係する人民法院は、事件の受理状況、審理の進捗、裁判結果等の情報を相互に速やかに通報しなければならない。

**第五条**　民事事件の審理過程において、当事者が刑事事件受理受領書等を根拠として民事訴訟の中止を申し立て、人民法院が審査した結果、訴訟中止の要件を満たさないと認めるときは、これを支持しない。

民事事件の審理過程において、関係機関が、当該民事事件に係る事実について既に刑事事件として立件していることを理由として、事件をその機関に移送して処理するよう求めたときは、人民法院は、慎重に審査しなければならない。審査の結果、民事事件と刑事事件とが同一の事実に属しないと認めるときは、関係機関に状況及び理由を告知し

た上で審理を継続し、本規定第四条第一項ただし書に定める場合に該当するときは、法に基づき民事訴訟を中止する旨の裁定をしなければならない。

民事事件の審理過程において、人民法院が犯罪の嫌疑又は不当な刑事訴追に関する手掛かり若しくは証拠資料を発見したときは、速やかに関係機関に移送しなければならない。

**第六条**　確定刑事裁判により認定された事実については、当事者は、関係する民事訴訟において立証の必要はない。ただし、これを覆すに足りる反対証拠がある場合は、この限りでない。

民事訴訟の過程において、当事者が、確定刑事裁判により認定された有罪認定及び量刑の基礎となった事実を覆すに十分な反対証拠を提出した場合、民事事件を審理する人民法院は、速やかに関係する状況を確定刑事裁判をした人民法院に書面で通知しなければならない。

前項の場合において、確定刑事裁判をした人民法院が原判に誤りがないと認めるときは、民事事件を審理する人民法院は、共通の上級人民法院に審査及び処理を上申しなければならない。

**第七条**　民事訴訟の過程において、当事者が、関係する刑事訴訟手続における犯罪嫌疑者若しくは被告人の供述及び弁解、証人の証言等の証拠資料を証拠として使用する場合において、当該証拠資料が刑事事件の認定の根拠とされず、かつ、違法収集証拠として排除されていないときは、人民法院は、民事訴訟法の規定に基づき、当事者にその証拠について意見を述べさせ、当該意見を踏まえて採用するか否かを決定しなければならない。

**第八条**　刑事訴訟における証明基準に達していないことを理由として確定刑事裁判において認定されなかった事実について、関係する民事事件の審理過程において審査した結果、民事訴訟における証明基準を満たしていると認めるときは、法に基づき認定することができる。

**第九条**　当事者が本規定第三条に基づき民事訴訟を提起し、刑事被告人以外の他の主体に民事責任を負わせることを請求した場合において、相手方当事者が、刑事手続における追徴、返還・賠償の命令等により既に返還を受け、又は賠償を得た部分を民事裁判において相当額控除すべきであると主張するときは、人民法院は、法に基づきこれを支持する。

民事裁判が確定した後に、被執行人が、刑事手続きにおける追徴、返還・賠償の命令等により既に返還を受け、又は賠償を得た部分を民事執行手続きにおいて相当額控除すべきであると主張するときは、人民法院は、法に基づきこれを支持する。

**第十条**　第三者が民事訴訟を提起し、刑事事件において差押え、押収又は凍結された財産について権利を主張するときは、人民法院は、これを受理せず、事件取扱機関に不服申立て又は告発をすることができる旨を告知しなければならない。刑事事件が既に人民法院に提起されているときは、第三者に対し、刑事事件を審理する人民法院に所有権帰属について異議を申し立てることができる旨も告知しなければならない。刑事事件を審理する人民法院は、第三者の意見を聴取し、必要があると認めるときは、第三者に出廷するよう通知しなければならない。

第三者が、確定刑事裁判による事件に係る財物の処理がその適法な権益を侵害したと認め、裁判監督手続きに基づき不服申立てをしたときは、人民法院は、法にも続き審査し、処理しなければならない。

**第十一条**　組織が犯罪の嫌疑を受けて刑事訴訟手続に入った後、関係当事者が当該組織について破産を申し立て、その申立てが受理の要件を満たすときは、人民法院は、法に基づき受理することができる。

人民法院が破産申立てを受理した後は、破産手続きと刑事訴訟手続きとを別々に進めることができるものとし、刑事訴訟手続きにおける違法所得の追徴と破産手続きにおける債務者財産の回収との連携を全体的に適切に行い、刑事被害者及び破産債権者の適法な権益を法に基づき一体的かつ協調的に保護しなければならない。

組織の関係職員が組織の名義で犯罪を実行し、法に基づき組織犯罪として処罰されない場合において、刑事訴訟の過程で関係当事者が当該組織について破産を申し立てたときは、前二項の規定を準用する。

**第十二条**　刑事附帯民事訴訟の裁判が確定した後、当事者が、新たに発生した医療費、介護費等の治療及びリハビリテーションのために支出した費用について、別途民事訴訟を提起したときは、人民法院は、法に基づき受理しなければならない。

**第十三条**　犯罪行為により人身損害が生じ、犯罪嫌疑者又は被告人が逃亡しているため刑事訴訟を長期間にわたり行うことができない場合において、当事者が損害賠償を請求する民事訴訟を提起したときは、人民法院は、法に基づき受理することができる。民

事訴訟法第109条に定める場合に該当するときは、当事者の申立てに基づき、先行執行を命ずる裁定をすることができる。

**第十四条**　人民法院は、民事裁判の執行過程において、事件事実が違法な資金調達等の犯罪の一部の事実に属することを発見したときは、執行を中止する旨の裁定をし、かつ、関係資料を刑事事件を取り扱う機関に速やかに移送しなければならない。確定刑事裁判が、関係する民事裁判の執行申立人を資金調達参加者等と認定したときは、刑事裁判に従って執行し、民事裁判の執行を終結する。民事裁判により既に執行された部分は、刑事裁判又は刑事執行手続において相当額控除しなければならない。

**第十五条**　次のいずれかの、法に基づき刑事責任を追及しない場合に該当し、当事者が同一の事実に基づいて民事訴訟を提起したときは、人民法院は、法に基づき受理しなければならない。

（一）関係機関が立件しないことを決定し、又は事件を取下げたとき。

（二）人民検察院が不起訴を決定したとき。

（三）確定裁判により被告人を無罪とし、又は刑事責任を負わないと宣告したとき。

（四）刑事責任を追及しないその他の場合。

刑事事件の一部の事実が前項に定める場合に該当し、当事者が当該一部の事実に基づいて民事訴訟を提起したときは、人民法院は、法に基づき受理しなければならない。

前二項の場合における民事責任の負担については、民法典等の法律の規定に従って定める。

**第十六条**　刑事訴訟の過程において、被害者又はその法定代理人若しくは近親者が附帯民事訴訟を提起し、人民法院が審理した結果、被告人の行為が犯罪を構成しないと認めるときは、附帯民事訴訟について調停をすることができる。調停により合意に達しないときは、刑事附帯民事判決を併せてすることができ、その民事責任の負担については、民法典等の法律の規定に基づき確定する。

**第十七条**　行為者が契約を締結した行為が犯罪を構成する場合における当該契約の効力及び被代理人等に対して効力を生ずるか否かについては、民法典の規定に基づき認定しなければならない。

**第十八条**　法定代表者、責任者又は代理人が相手方と悪意により通謀し、法人又は非法人組織の名義で契約を締結して、法人又は非法人組織の適法な権益を害したことが犯

罪を構成する場合において、当事者が民法典第百五十四条の悪意の通謀に関する規定を援用して当該契約が無効であると主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

前項に定める契約について、相手方が当該契約が法人又は非法人組織に対して効力を生ずると主張するときは、人民法院は、これを支持しない。ただし、当該法人又は非法人組織が追認した場合は、この限りでない。

第一項に定める場合において、法人又は非法人組織がこれにより損失を被り、法定代表者、責任者若しくは代理人及び相手方に連帯責任を負わせることを請求するときは、人民法院は、これを支持すべきである。

**第十九条**　行為者が法人、非法人組織又は他人の名義で契約を締結した行為が、詐欺、契約詐欺、融資詐取等の犯罪を構成する場合において、相手方が、犯罪を構成していない法人、非法人組織又は他人に民事責任を負わせることを請求するときは、人民法院は、次の区分に応じて処理しなければならない。

（一）行為者が契約を締結した行為が有権代理に属し、又は表見代理を構成する場合において、相手方が、当該契約が法人、非法人組織又は他人に対して効力を生じ、かつ、これらの者が違約責任を負うと主張するときは、法に基づきこれを支持する。

（二）行為者が契約を締結した行為が無権代理に属し、かつ表見代理を構成しない場合において、相手方が、当該契約が法人、非法人組織又は他人に対して効力を生じ、かつ、これらの者が違約責任を負うと主張するときは、これを支持しない。当該法人、非法人組織又は他人に過失があるときは、民法典第百五十七条の規定を参照して、相当の賠償責任を負わせる旨の判決をすることができる。

法定代表者、責任者又は職員が法人又は非法人組織の名義で契約を締結した行為が、詐欺、契約詐欺、融資詐取等の犯罪を構成する場合において、相手方が、犯罪を構成していない法人又は非法人組織に対して当該契約が効力を生じ、かつ、これらの者が違約責任を負うと主張するときは、前項の規定を参照して処理する。

**第二十条**　行為者が法人又は非法人組織の名義で契約を締結し、取得した財物を不法に占有し、又は流用した行為が、確定刑事裁判により職務上の横領、資金流用等の犯罪と認定された場合において、相手方が、当該契約が法人又は非法人組織に対して効力を生じ、かつ、これらの者が違約責任を負うと主張するときは、人民法院は、法に基づきこれを支持する。相手方に損失の発生について過失があるときは、相当の損害賠償額を減額することができる。

**第二十一条**　債務者が主たる契約を締結した行為が犯罪を構成する場合において、債権者が保証人を訴えたときは、人民法院は、法により主たる契約の効力を審査しなければならない。主たる契約が有効である場合において、次のいずれかに該当し、保証人が法律で定める権利行使期間内に保証契約の解除を請求するときは、人民法院は、これを支持すべきである。

（一）主たる契約の債務者が詐欺の手段により、保証人に真意に反して保証を提供させ、かつ、債権者が当該詐欺行為を知り、又は知るべきであったとき。

（二）主たる契約の債務者が強迫の手段により、保証人に真意に反して保証を提供させたとき。

（三）債権者が保証人と保証契約を締結する際に、詐欺、強迫等の取下げ得る事由があるとき。

（四）保証契約にその他の取下げ得る事由があるとき。

保証契約が無効であり、又は取下げたことにより、債権者が保証人に損害賠償責任を負わせることを請求するときは、人民法院は、保証人の職業上の身分、認識能力及び債務者との関係等の要素を総合的に考慮し、保証人に過失があるか否か及びその程度を認定した上で、法に基づき保証人が負うべき賠償責任を確定すべきである。

債務者が主たる契約を締結した行為が犯罪を構成する場合において、債権者が合理的な審査義務を尽くさず、主たる契約の締結及び損失の発生について過失があり、保証人がその責任を適切に軽減すべきであると主張するときは、人民法院は、法に基づきこれを支持する。

**第二十二条**　本規定に基づき訴訟を中止した後に審理を再開した民事事件について、当事者間に訴訟中止期間中の利息に関する争いがあるときは、人民法院は、当該問題について当事者に十分に弁論させ、当事者の主張を踏まえ、その過失の有無、過失の程度、履行能力及び訴訟中止期間の長短等の要素を総合的に考慮して、訴訟中止期間中の利息を合理的に定めることができる。

**第二十三条**　法律、行政法規等において、違法な資金調達等の犯罪に関連する民事紛争事件の処理について定めがあるときは、その定めに従うものとし、その定めがないときは、本規定を適用する。

**第二十四条**　本規定は、2026年9月22日から施行する。

最高人民法院が従前に公布した司法解釈が本規定と一致しない場合には、本規定を基準とする。

出所：中国法院網　2026年9月21日公布（9月22日施行）

https://www.chinacourt.cn/article/detail/2026/09/id/9503069.shtml

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情 報・データ・ 解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供し た情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。